

東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例制定の件

東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 3 0 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年東大阪市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「次に」を「入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に」に、「その他入所中の」を「その他当該」に改め、同条各号を削る。

第 28 条第 2 号中「保育士（」の次に「法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下この号及び附則第 7 項において「改正法」という。）附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第 12 条の規定による改正前の」を加え、「。以下「特区法」という。」を削り、「国家戦略特別区域限定保育士」の次に「（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）」を加える。

第 36 条第 1 項中「特区法第 12 条の 5 第 2 項に規定する」を「地域限定保育士及び」に改める。

附則第 7 項中「第 18 条の 18 第 1 項（特区法第 12 条の 5 第 8 項において準用する場合を含む。）の登録」を「第 18 条の 18 第 3 項に規定する保育士登録、法第 18 条

の２８第２項に規定する地域限定保育士登録又は改正法附則第１５条第３項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

（東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第２条 東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年東大阪市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号中「保育士（」の次に「法第１８条の２９に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の」を加える。

（東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条 東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年東大阪市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項中「第１８条の１８第１項（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第８項において準用する場合を含む。）の登録（以下」を「第１８条の１８第３項に規定する保育士登録、同法第１８条の２８第２項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第３項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下この項において」に、「保育士登録」を「登録」に改める。

第 13 条中「次に」を「園児に対し、法第 27 条の 2 第 1 項各号に」に改め、「行為その他」の次に「当該」を加え、「及ぼす」を「与える」に改め、同条各号を削る。

(東大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第 4 条 東大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成 31 年東大阪市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「保育士(」の次に「児童福祉法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の」を加える。

第 21 条中「次に」を「当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号(幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する法第 27 条の 2 第 1 項各号)に」に改め、「行為その他」の次に「当該」を加え、「及ぼす」を「与える」に改め、同条各号を削る。

(東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年東大阪市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「次に」を「利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に」に改め、「行為その他」の次に「当該」を加え、「及ぼす」を「与える」に改め、同条各号を削る。

第 23 条第 2 項中「保育士（」の次に「法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下この項及び附則第 7 条において「改正法」という。）附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第 12 条の規定による改正前の」を加え、「。以下「特区法」という。」を削り、「国家戦略特別区域限定保育士」の次に「（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）」を加える。

第 29 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 44 条第 1 項及び第 47 条第 2 項中「特区法第 12 条の 5 第 2 項に規定する」を「地域限定保育士及び」に改める。

附則第 7 条中「第 18 条の 18 第 1 項（特区法第 12 条の 5 第 8 項において準用する場合を含む。）の登録」を「第 18 条の 18 第 3 項に規定する保育士登録、法第 18 条の 28 第 2 項に規定する地域限定保育士登録又は改正法附則第 15 条第 3 項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

（東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 6 条 東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年東大阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「次に」を「利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に」に改め、「行為その他」の次に「当該」を加え、同条各号を削る。

第 23 条第 1 項中「保育士（」の次に「法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前

の」を加える。

（東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条中「次に」を「教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に」に改め、「行為その他」の次に「当該」を加え、「及ぼす」を「与える」に改め、同条各号を削る。

（東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年東大阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士（」の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第13条中「次に」を「利用者に対し、法第33条の10第1項各号に」に改め、「行

為その他」の次に「当該」を加え、「及ぼす」を「与える」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第 1 条関係）

新	旧
(虐待等の禁止) 第 1 2 条 児童福祉施設の職員は、<u>入所中の児童に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>	(虐待等の禁止) 第 1 2 条 児童福祉施設の職員は、<u>次に掲げる行為その他入所中の児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> <u>(1) 入所中の児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</u> <u>(2) 入所中の児童にわいせつな行為をすること又は入所中の児童をしてわいせつな行為をさせること。</u> <u>(3) 入所中の児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の入所中の児童による前 2 号又は次号に掲げる行為の放置その他の職員としての業務を著しく怠ること。</u> <u>(4) 入所中の児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の入所中の児童に著しい心理的外傷を与え</u>

(母子支援員の資格)

第 28 条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) (略)

(2) 保育士（法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下この号及び附則第 7 項において「改正法」という。）附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）を含む。第 32 条第 2 項において同じ。）の資格を有する者

(3) ～ (5) (略)

(職員)

る言動を行うこと。

(母子支援員の資格)

第 28 条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) (略)

(2) 保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。第 32 条第 2 項において同じ。）の資格を有する者

(3) ～ (5) (略)

(職員)

第 3 6 条 保育所には、保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 （略）

附 則

1 ～ 6 （略）

7 前 2 項の規定を適用する場合においては、保育士（法第 1 8 条の 1 8 第 3 項に規定する保育士登録、法第 1 8 条の 2 8 第 2 項に規定する地域限定保育士登録又は改正法附則第 1 5 条第 3 項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を受けた者をいい、附則第 3 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、第 3 6 条第 2 項の規定により算定される保育士の数の 3 分の 2 以上置かなければならない。

第 3 6 条 保育所には、保育士（特区法第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 （略）

附 則

1 ～ 6 （略）

7 前 2 項の規定を適用する場合においては、保育士（法第 1 8 条の 1 8 第 1 項（特区法第 1 2 条の 5 第 8 項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者をいい、附則第 3 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、第 3 6 条第 2 項の規定により算定される保育士の数の 3 分の 2 以上置かなければならない。

東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第２条関係）

新	旧
（従業者の員数） 第６条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 （１） 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第２１条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（<u>法第１８条の２９に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第</u>	（従業者の員数） 第６条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 （１） 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第２１条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げ

2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下 同じ。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う 時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当た る児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障 害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略) (2) (略) 2 ～ 9 (略)	る障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略) (2) (略) 2 ～ 9 (略)
--	--

東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
（職員の数等） 第6条 （略） 2 （略） 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下この項において「登録」という。）を受けた者に限る。）</u>、教頭（幼稚園の教諭	（職員の数等） 第6条 （略） 2 （略） 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録（以下「保育士登録」という。）を受けた者に限る。）</u>、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、<u>保育士登録</u>を受けた者に限る。）<u>、保育教諭等、助保育教諭又は講師である者をいう。</u>

の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、保育教諭等、助保育教諭又は講師である者をいう。以下この条において同じ。）の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数（同表の１の項及び２の項に係る員数にあつては、当該員数がそれぞれ同表の左欄に掲げる園児の区分に係る学級の数を下るときは、当該学級の数に相当する数）の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時２人を下ってはならない。

（略）

４～６ （略）

（虐待等の禁止）

第１３条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第２７条の２第１項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

以下この条において同じ。）の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数（同表の１の項及び２の項に係る員数にあつては、当該員数がそれぞれ同表の左欄に掲げる園児の区分に係る学級の数を下るときは、当該学級の数に相当する数）の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時２人を下ってはならない。

（略）

４～６ （略）

（虐待等の禁止）

第１３条 幼保連携型認定こども園の職員は、次に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（１） 園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の園児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の職員としての業務を著しく怠ること。

(4) 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

東大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表（第４条関係）

新	旧
（職員の資格等） 第６条 第４条本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満３歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士（<u>児童福祉法第１８条の２９に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の</u>国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。 ２～６ （略） （虐待等の禁止） 第２１条 認定こども園の職員は、<u>当該認定こども園の子ども</u>	（職員の資格等） 第６条 第４条本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満３歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。 ２～６ （略） （虐待等の禁止） 第２１条 認定こども園の職員は、<u>次に掲げる行為</u>その他子ども

に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

もの心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（１） 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（２） 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

（３） 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の子どもによる前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の職員としての業務を著しく怠ること。

（４） 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第5条関係）

新	旧
（虐待等の禁止） 第13条 家庭的保育事業所等の職員は、<u>利用乳幼児に対し、</u> <u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用</u> <u>乳幼児の心身に有害な影響を与える行為</u>をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第13条 家庭的保育事業所等の職員は、<u>次に掲げる行為その</u> <u>他利用乳幼児の心身に有害な影響を及ぼす行為</u>をしてはな らない。 <u>（1） 利用乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれ</u> <u>のある暴行を加えること。</u> <u>（2） 利用乳幼児にわいせつな行為をすること又は利用乳</u> <u>幼児をしてわいせつな行為をさせること。</u> <u>（3） 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著し</u> <u>い減食又は長時間の放置、他の利用乳幼児による前2号又</u> <u>は次号に掲げる行為の放置その他の職員としての業務を</u> <u>著しく怠ること。</u> <u>（4） 利用乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な</u> <u>対応その他の利用乳幼児に著しい心理的外傷を与える言</u>

(職員)

第 2 3 条 (略)

2 家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士（法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号。以下この項及び附則第 7 条において「改正法」という。）附則第 1 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第 1 2 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) ・ (2) (略)

(職員)

動を行うこと。

(職員)

第 2 3 条 (略)

2 家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号。以下「特区法」という。）第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) ・ (2) (略)

(職員)

第 29 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 （略）

（職員）

第 31 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 B 型」という。）には、保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（次項、第 47 条及び附則第 2 条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 （略）

第 29 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士（特区法第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 （略）

（職員）

第 31 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 B 型」という。）には、保育士（特区法第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（次項、第 47 条及び附則第 2 条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 （略）

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 4 4 条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 4 7 条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。）とする。

(1) ～ (5) (略)

3 (略)

附 則

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 4 4 条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 4 7 条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士（特区法第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）とする。

(1) ～ (5) (略)

3 (略)

附 則

第7条 前2条の規定を適用する場合には、保育士（法第18条の18第3項に規定する保育士登録、法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は改正法附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

第7条 前2条の規定を適用する場合には、保育士（法第18条の18第1項（特区法第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第6条関係）

新	旧
（虐待等の禁止） 第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、<u>利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>	（虐待等の禁止） 第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、<u>次に掲げる行為その他利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> <u>（1） 利用乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</u> <u>（2） 利用乳幼児にわいせつな行為をすること又は利用乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。</u> <u>（3） 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用乳幼児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の職員としての業務を著しく怠ること。</u> <u>（4） 利用乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な</u>

(職員)

第 2 3 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 1 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 1 2 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。））その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 ・ 3 （略）

対応その他の利用乳幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(職員)

第 2 3 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。））その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 ・ 3 （略）

東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第7条関係）

新	旧
（虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を<u>与える</u>行為をしてはならない。</u>	（虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>次に掲げる行為その他教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を<u>及ぼす</u>行為をしてはならない。</u> <u>（1） 教育・保育給付認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</u> <u>（2） 教育・保育給付認定子どもにわいせつな行為をすること又は教育・保育給付認定子どもをしてわいせつな行為をさせること。</u>

(3) 教育・保育給付認定子どもの心身の正常な発達を妨
げるような著しい減食又は長時間の放置、他の教育・保育
給付認定子どもによる前2号又は次号に掲げる行為の放
置その他の職員としての業務を著しく怠ること。

(4) 教育・保育給付認定子どもに対する著しい暴言又は
著しく拒絶的な対応その他の教育・保育給付認定子どもに
著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第 8 条関係）

新	旧
（職員等） 第 1 1 条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （ 1 ） 保育士（<u>法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 1 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 1 2 条の規定による改正前の</u>国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保	（職員等） 第 1 1 条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （ 1 ） 保育士（国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者

育士を含む。)の資格を有する者

(2)～(10) (略)

4・5 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 放課後児童健全育成事業に従事する職員は、利用者
に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当
該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはなら
ない。

(2)～(10) (略)

4・5 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 放課後児童健全育成事業に従事する職員は、次に掲
げる行為その他利用者の心身に有害な影響を及ぼす行為を
してはならない。

(1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのあ
る暴行を加えること。

(2) 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をし
てわいせつな行為をさせること。

(3) 利用者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減
食又は長時間の放置、他の利用者による前2号又は次号に
掲げる行為の放置その他の職員としての業務を著しく怠
ること。

(4) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応
その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行う
こと。